

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局企業職員の初任給調整手当の特例に関する規程を次のように定める。

令和4年3月8日

新潟県病院局事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の初任給調整手当の特例に関する規程

(初任給調整手当の支給対象職員及び支給等の特例)

第1条 医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、病院局長が別に定める職員には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号)第24条の5第1項及び第37条の2第1項の規定にかかわらず、令和4年9月30日までの間、初任給調整手当として3,800円を支給する。

(実施に関し必要な事項)

第2条 この規程の実施に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。